

専決処分の報告について

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、工事請負契約金額の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日 提出

沼津市長 頼 重 秀 一

専決処分書

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、令和 6 年10月15日議会の議決により指定された工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月15日

沼津市長 頼 重 秀 一

契約の目的 議第50号 東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業（都）
沼津南一色線道路築造工事
（令和 5 年10月16日議決）

契約の金額 当 初 8 7 8 , 9 0 0 , 0 0 0 円
変更後 8 9 9 , 3 8 2 , 0 0 0 円
（当初議決より 20,482,000円増額（2.33%増））

変更の概要 国の措置に倣い、賃金等の変動に対処するため、設計労務単価等
を変更することに伴い、契約の金額を変更するもの。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

令和 5 年 10 月 16 日 原案可決

沼津市長 頼 重 秀 一

- 1 契約の目的 東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業（都）沼津
南一色線道路築造工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約の金額 878,900,000円
- 4 契約の相手方 加和太・山旺特定建設工事共同企業体

代 表 構 成 員 三島市文教町一丁目 5 番 15 号

加和太建設株式会社

代表取締役 河 田 亮 一

そ の 他 構 成 員 沼津市東椎路 34 番 地

山旺建設工業株式会社

代表取締役 佐 藤 裕 司